

「イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>「イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書（案）」についての意見ですが、農薬の使用が原因で、ミツバチにも何かしらの影響が出ているかと思われます。</p> <p>イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書を閲覧した結果。</p> <p>イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書は、参考資料にはなるが、100%信用出来るとは言い切れません。</p> <p>イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書は、評価書であり、100%信用出来るとは言い切れません。</p> <p>イソシクロセラム農薬蜜蜂影響評価書は、100%信用出来ない資料です。</p> <p>以上。</p>	<p>農薬のミツバチへの影響評価については、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、ミツバチの農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入し、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内のミツバチ（成虫及び幼虫）への影響を考慮する等、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととしています。具体的な評価法については、外部有識者を構成員とする「農業資材審議会農薬分科会」及び「農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会」において公開審議の上、定めております（当該評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」参照）。</p> <p>なお、個別の農薬の登録に当たっては、当該評価法及び我が国において申請された使用方法等に基づき、「農薬蜜蜂影響評価部会」において、ミツバチへの影響評価に係る審議を行っているところです。</p>
2	<p>ミツバチに、運動障害や瀕死が確認されている農薬であれば、農作物にも蜂蜜にも残留し、生物濃縮で人間に影響が及ぶことは容易に想像できる。</p> <p>これを認可申請する理由が、収量増などの経済的効果があるとしても、生物濃縮による人的被害を長期にわたり検証することなく認可することは、認可権限者の子孫への考慮が無い、愚かな行為としか言いようが無い。</p>	<p>食品を経由した農薬の人への影響に関する御意見は、食品健康影響評価に関するものと考えられることから、食品安全委員会に情報提供いたします。</p>
3	<p>例えば山中のゴルフ場などにおいて使用される場合、虫への暴露があると思われるのであるが、虫の死亡及び虫媒花などへの影響が不安である事について述べておく。</p> <p>フッ素を含有している事もあり、あまり好ましい薬剤であるようには思われない。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>農薬は、農作物に散布され、意図的に環境中に放出されるものであることから、人の健康及び環境に対する安全を確保することが必要です。このため、毒性、作物への残留、環境への影響、農薬使用者の安全等に関する様々な試験成績に基づいて安全性の評価を行い、問題がないと判断した農薬のみを、農林水産省が登録しています。</p> <p>また、農薬のミツバチへの影響評価については、農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の施行に伴い、ミツバチの農薬への暴露量を考慮した評価（リスク評価）を導入し、農薬に暴露した花粉・花蜜を持ち帰った際の巣内のミツバチ（成虫及び幼虫）への影響を考慮する等、様々な暴露経路を通じた蜂群全体への評価を行うこととしています。具体的な評価法については、外部有識者を構成員とする「農業資材審議会農薬分科会」及び</p>

		<p>「農薬の蜜蜂への影響評価法に関する検討会」において公開審議の上、定めております（当該評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6 278 号農林水産省消費・安全局長通知）別紙 2「農薬のミツバチへの影響評価ガイドンス」参照）。</p> <p>なお、個別の農薬の登録に当たっては、当該評価法及び我が国において申請された使用方法等に基づき、「農薬蜜蜂影響評価部会」において、ミツバチへの影響評価に係る審議を行っているところです。</p>
--	--	--

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。